れた以上の意味を有したのではあるまいか。

本報告においてはアンカラ戰以後のオスマン・ティムール兩朝關

存續したと見られ、これはオスマン朝の歴史において、從來考えら

われており、調査の主要項目であった結婚・離婚においても、イススリム村落であるとの印象をうけたが、同時にさまざまな慣習が行

カンポン=ブドゥグは三〇一戶からなる農村で、

信仰心の厚いム

運輸の具體的なあり方について考えてみたい。 ルルーク朝スルタン al-Manşui Iala'ūn 時代にアレキサンドリムルーク朝スルタン al-Manşui Iala'ūn 時代にアレキサンドリスルーク朝スルタン al-Manşui Iala'ūn 時代にアレキサンドリーの具になる。

~十八世紀におけるエジプト・シリア社會・經濟を傳える新しい史

アンカラ戰以後のオスマン・ティムール

兩朝關係

小山皓一郎

ティムール朝の suzerainty (Stanford Shaw) はティムール死後もように受けとめられたためであろう (P. Wittek など)。 しかし、これにはあまり關心が寄せられていない。これは一つにはオスマン朝配にはあまり關心が寄せられていない。これは一つにはオスマン朝配にはあまり關心が寄せられていない。これは一つにはオスマン朝心を開発については、既に加藤和秀氏の論考もあり、比較的研究ル兩朝關係については、既に加藤和秀氏の論考もあり、比較的研究ル兩朝關係については、既に加藤和秀氏の論考もあり、比較的研究ル兩朝關係については、既に加藤和秀氏の論考もあり、比較的研究ル兩朝關係については、既に加藤和秀氏の論考を表している。

史料を用いて、標題のテーマ に關する 情報整理を 行ないたい と思うる情報は決して充分とはいえない。 敗者であったオスマン朝側のまたティムール朝史料は僻遠のアナトリアには多く言及しない。 ことだティムール朝史料は僻遠のアナトリアには多く言及しない。 ことする情報は決して充分とはいえない。 敗者であったオスマン朝側のする情報は決して充分とはいえない。 敗者であったオスマン朝側のする情報は決して充分とはいえない。 敗者であったオスマン朝側のと料である。本報告ではオスマン、ティムール、ビザンツ側の諸の史料である。本報告ではオスマン、ティムール、ビザンツ側の諸の史料である。本報告ではオスマン、ティムール、ビザンツ側の諸の史料である。本報告ではオスマン、ティムール、ビザンツ側の諸の史料を用いて、標題のテーマに関する情報整理を行ないたいと思います。

東部ジャワのムスリム村落における

イスラムと慣習

 ځ

今 永 淸 一

生活について調査を實施した。
生活について調査を實施した。
というで、イスラム法と慣習に關するヒアリングを行い、ムスリムドゥグで、イスラム法と慣習に關するヒアリングを行い、ムスリムが、大力が現實的機能を果しているといわれる。
というが果層化して信仰され、ムスリム村落ではさまざまな慣ると、インドネシアのイスラム社會においては、イスラム教と土着のアインドネシアのイスラム社會においては、イスラム教と土着のアインドネシアのイスラム社會においては、イスラム教と土着のアインドネシアのイスラム社會においては、イスラム教と土着のアインドネシアのイスラム社會においては、イスラム教と土着のアインドネシアのイスラム社會に対しては、イスラム教と土着のアインドネシアのイスラム社会に対しては、イスラム教と土着のアインドネシアのイスラム社会に対している。

ブドゥグは後者と比較した場合、イスラム教神秘主義(スーフィズ ウオノクロモで實施した調査でも認められた。しかし、カンポン= ていた。すなわち、イスラムと慣習の累層化現象である。 ラム法にもとづくとはいいながら、多くの慣習による儀禮が行われ ム)の殘滓と推定される性格もみられ、中部ジャワのムスリム村落 この事實は、中部ジャワのジョクジャカルタ郊外のカルラハン=

についても考察を加えたい。 フォード=ギーアツの提唱したジャワ=ムスリム三階層區分の問題 ポン=ブドゥグのムスリム生活の實態について報告し、かつ、クリ 中部ジャワのムスリム村落との對比において、東部ジャワのカン

漢代の七科讁とその起源

と異なるイスラム信仰の一面が認められる。

消滅するかと思われるが、その遺制は後世にも大きな影響を與えて 閒に矛盾を生じている。それゆえこの身分は後漢ごろには基本的に 會構造と密接な關係をもつものと考える。それが七科讁として漢代 分も、これと共通した點をもつ。第二の問題は、このような身分の 致しない點がある。この點について私は、賈人は奴婢とは區別すべ いる。これが第三の問題點であろう。 にもちこされたのであるが、漢代にはより發達した社會の現實との 起源であるが、それは先秦時代にさかのぼる。それは先秦時代の社 すくなくとも前漢代を通じて續いたと考える。七科のうちの他の身 きであるが、一般庶人卽ち農民とは差別されたもので、その性格は

宋代士大夫の寄居について

ばれて、謫民を構成する七種類の人々が擧げられている。謫民とよ 秦の始皇帝から漢の武帝期にかけて、しばしば兵として徴發され 戌・ 謫民・ 謫卒については、 ある場合に 七科 謫とよ 士大夫の徙居の風を論じたが、ここでは、南宋を含めて官制の面か 前稿「北宋士大夫の徙居と買田」(史林五四一二) において 北宋

堀

敏

賈人(ないしそれに類する人々)とその子孫については、意見の一 くの研究中に論及されているが、とくに七科のうちの過半を占める うな身分的扱いをうけたかを第一の問題とする。この問題は從來多 が、この報告では、ここに學げられた種類の人々が、漢代にどのよ ばれる人々が この七種類に 限られるかどうかは 一つの 問題である

> 些 沙 雅 童

居住が許されたので、彼等は便利な土地に寄居し、權勢を振りかざ 官で、北宋末から多くなり、南宋初期には濫授された。大抵は任便 ストを待つ官員であり、史籍にはしばしば「寄居待闕官」として表 して橫暴を働く者が多かった。いま一つは待闕、任を終えて次のポ い閑居の時期があった。その閑官の一つは宋代特有の制たる祠祿の ら、この問題を考えてみようとするものである。 宋代の士大夫はおおむね終身官仕したが、その閒に職事を持たな